

航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許に際して指定される事項に該当しないものを電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 呼出符号（標識符号を含む。）呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- 3 運用許容時間
- 4 通信の相手方及び通信事項
- 5 空中線電力

A - 2 次の記述は、無線局の免許の承継について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

免許人について相続があったときは、その相続人は、□A□を承継する。

航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機について、航空機の所有権の移転その他の理由により航空機を□B□に変更があったときは、変更後航空機を□B□は、□A□を承継する。

及び□C□により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、□C□を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- | A | B | C |
|---------------------|-------|--------------|
| 1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位 | 運行する者 | 承継に係る無線局の免許状 |
| 2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位 | 所有する者 | その事実を証する書面 |
| 3 免許人の地位 | 運行する者 | その事実を証する書面 |
| 4 免許人の地位 | 所有する者 | 承継に係る無線局の免許状 |

A - 3 次の記述は、ACASについて、電波法施行規則及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

「ACAS」とは、航空機局の無線設備であって、他の航空機の位置、高度その他の情報を取得し、他の航空機との衝突を防止するための情報を自動的に表示するものをいう。

ACASを使用する無線局の周波数は、□A□とする。

ACASは、ACASであって、表示する情報が□B□のみのものをいう。

ACASは、ACASであって、表示する情報が□B□及び□C□の回避情報のものをいう。

- | A | B | C |
|------------|------|------|
| 1 1,030MHz | 位置情報 | 垂直方向 |
| 2 1,030MHz | 高度情報 | 水平方向 |
| 3 1,090MHz | 位置情報 | 水平方向 |
| 4 1,090MHz | 高度情報 | 垂直方向 |

A - 4 次に掲げる場合において、無線従事者がその免許証の訂正を受けなければならないのはどれか、無線従事者規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 住所を変更したとき。
- 2 氏名を変更したとき。
- 3 本籍地を変更したとき。
- 4 本籍の都道府県名に変更があったとき。
- 5 別の無線従事者の資格の免許を受けたとき。

A - 5 次に掲げるもののうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合として、電波法に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 実験無線局を運用するとき。
- 2 実用化試験局を運用するとき。
- 3 無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。

A - 6 次の記述は、航空局等の聴守義務及び航空機局の通信連絡について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その□A□中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。

の規定により航空機局が連絡しなければならない航空局は、□B□とする。ただし、□C□を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。

- | A | B | C |
|----------|---------------|--------------|
| 1 運用許容時間 | 最も便宜な位置にある航空局 | 航空交通管制に関する通信 |
| 2 運用許容時間 | 責任航空局 | 航空機の運航に関する通信 |
| 3 運用義務時間 | 最も便宜な位置にある航空局 | 航空機の運航に関する通信 |
| 4 運用義務時間 | 責任航空局 | 航空交通管制に関する通信 |

A - 7 次の記述は、無線電話通信における通報の送信速度について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、□A□行わなければならない。遭難通信、緊急通信又は安全通信に係るの送信速度は、□B□でなければならない。

- | A | B |
|-------------|-------------------------|
| 1 明りように発音して | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 2 明りように発音して | 原則として、1分間について50字を超えないもの |
| 3 迅速に | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 4 迅速に | 原則として、1分間について50字を超えないもの |

A - 8 次の記述は、呼出しの反復及び中止について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも□A□の間隔を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、□B□しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□C□を示すものとする。

- | A | B | C |
|--------|-------------|---------------|
| 1 10秒間 | 直ちにその呼出しを中止 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 2 10秒間 | 周波数を変更 | 混信の強さを表す数字 |
| 3 1分間 | 直ちにその呼出しを中止 | 混信の強さを表す数字 |
| 4 1分間 | 周波数を変更 | 分で表す概略の待つべき時間 |

A - 9 次の呼出符号等の使用の特例及び送信の省略に関する記述のうち、無線局運用規則の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 航空機局は、航空局から総務大臣が別に告示する簡易な識別表示により呼出しを受けた後でなければ、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、当該識別表示を使用することはできない。
- 2 航空局は、航空機局との連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該航空機局の呼出符号又は呼出名称に代えて、総務大臣が別に告示する簡易な識別表示を使用することができる。
- 3 航空機局は、呼出し又は応答に際して混同のおそれがないときは、自局の呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。
- 4 航空移動業務の無線電話通信においては、連絡設定後であって混同のおそれがないときは、当該連絡設定に係る通信の継続中における呼出符号又は呼出名称の送信を省略することができる。

A - 10 次の記述は、使用電波の指示について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

責任航空局は、□A□に対し、第152条（周波数等の使用区別）の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。

航空機局は、□の規定により指示された電波によることを不相当と認めるときは、□の責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。

航空無線電話通信網に属する責任航空局は、□の規定による電波の指示にあたっては、□B□をそれぞれ区別して指示しなければならない。

□の責任航空局は、□及び□の規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、□C□を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

- | A | B | C |
|----------------------|-------------------|-----------------|
| 1 自局と通信する航空機局 | 第一周波数及び第二周波数 | その旨及び指示した電波の周波数 |
| 2 自局と通信する航空機局 | 呼出し応答用周波数及び通信用周波数 | その旨 |
| 3 自局の通信圏内にあるすべての航空機局 | 第一周波数及び第二周波数 | その旨 |
| 4 自局の通信圏内にあるすべての航空機局 | 呼出し応答用周波数及び通信用周波数 | その旨及び指示した電波の周波数 |

A - 11 次の記述は、遭難通報等を受信した航空局及び航空機局のとるべき措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、□A□これに回答しなければならない。

航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の回答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。

航空局は、□B□を受信したときは、遅滞なく、これに回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。

航空局は、□から□までの規定により遭難通報に回答したときは、直ちに当該遭難通報を□C□しなければならない。

航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを□C□しなければならない。

□から□までの規定は、航空機局に準用する。この場合において、□中「□から□まで」とあるのは、「□及び□」と読み替えるものとする。

- | A | B | C |
|----------------|---------------|---------------------|
| 1 直ちに | あて先が明確でない遭難通報 | 航行中のすべての航空機の航空機局に送信 |
| 2 直ちに | あて先を特定しない遭難通報 | 航空交通管制の機関に通報 |
| 3 現に通信中の場合を除いて | あて先が明確でない遭難通報 | 航空交通管制の機関に通報 |
| 4 現に通信中の場合を除いて | あて先を特定しない遭難通報 | 航行中のすべての航空機の航空機局に送信 |

A - 12 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、□A、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び□B必要な措置をとる義務を負う。

- | A | B |
|---------------------------|-----------|
| 1 自国の領域及び公海上において発せられた場合には | 実行可能な場合には |
| 2 自国の領域及び公海上において発せられた場合には | 直ちに |
| 3 いずれから発せられたかを問わず | 実行可能な場合には |
| 4 いずれから発せられたかを問わず | 直ちに |

A - 13 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、電波法の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 速やかに総務大臣に報告しなければならない。
- 2 1箇月以内に総務大臣に届け出なければならない。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 当該無線局の再免許を申請しなければならない。

A - 14 次の記述は、無線局の検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局(総務省令で定めるものを除く。)に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件に係るもの等を含む。)□A並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、 の規定にかかわらず、□Bすることができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について総務大臣の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その□Cを省略することができる。

- | A | B | C |
|-----------|---------------|----|
| 1 及び員数 | 当該検査を省略 | 全部 |
| 2 及び員数 | その時期を延期し、又は省略 | 一部 |
| 3 、知識及び技能 | 当該検査を省略 | 一部 |
| 4 、知識及び技能 | その時期を延期し、又は省略 | 全部 |

B - 1 次の無線局の運用に関する記述のうち、電波法の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。

イ 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

ウ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

エ 無線局は、免許状に記載された運用義務時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

オ 無線局は、放送業務又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

B - 2 次の記述は、遭難通報の送信事項について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報は、□ア(なるべく3回)に引き続き、できる限り、次に掲げる事項を順次送信して行くものとする。ただし、遭難航空機局以外の航空機局が送信する場合には、その旨を明示して、次に掲げる事項と異なる事項を送信することができる。

(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称(遭難通報のあて先を特定しない場合を除く。)

(2) 遭難した航空機の□イ又は遭難航空機局の呼出符号若しくは呼出名称

(3) □ウ

(4) 遭難した航空機の□エ

(5) 遭難した航空機の□オ及び針路

- | | | | |
|--------------|-------------|--------|---------------|
| 1 所有者若しくは運行者 | 2 乗客及び乗員の数 | 3 遭難信号 | 4 機長のとらうとする措置 |
| 5 遭難の種類 | 6 速度 | 7 緊急信号 | 8 識別 |
| 9 位置、高度 | 10 機長が求める助言 | | |

B - 3 次の記述のうち、遭難通信が終了したとき、無線局運用規則の規定により遭難通信を宰領した航空局又は航空機局がとらなければならない措置に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知する。

イ 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知する。

ウ 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知する。

エ 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知する。

オ 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知する。

B - 4 次に掲げる事項のうち、航空機局の無線業務日誌に毎日記載しなければならない事項として電波法施行規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

ア 航空機の安全運航に関する通信及び航空機の正常運航に関する通信の概要

イ 通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数(遭難通信、緊急通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものに限る。)

ウ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

エ 自局の航空機の航程(発着の時刻及び空港名を記載する。)

オ 飛行前に行った無線設備の機能試験の結果の詳細

B - 5 次に掲げる者のうち、電波法の規定により罰則(刑罰又は過料)の適用がある者を1、適用がない者を2として解答せよ。

ア 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者

イ 総務大臣の免許がないのに無線局(免許を要しないものを除く。)を開設し、又は運用した者

ウ 無線設備の変更の工事(変更検査を要しないものを除く。)の許可を受け、当該検査に合格する前に許可に係る無線設備を運用した者

エ 無線局の予備免許を受け、工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしなかった者

オ 正当な理由がないのに無線局の運用を引き続き6箇月以上休止した者

B - 6 次の記述は、局の執務時間について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、□アに正しく調整した正確な時計を備え付ける。

航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機と無線通信業務に対して責任を負う全時間中□イとする。

飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の□ウに不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する□エを維持する。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の□オに通知することなく□エを中止してはならない。

- | | | | |
|-----------|-------------|--------------|--------------|
| 1 所属国の標準時 | 2 安全及び正常な飛行 | 3 無休 | 4 随時 |
| 5 聴守 | 6 効率的な運航 | 7 協定世界時(UTC) | 8 航空局又は航空地球局 |
| 9 通信連絡 | 10 運航管理機関 | | |